# 第21回 定時株主総会議案書

2023年 6月

成田高速鉄道アクセス株式会社

1　報告事項

第21期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件

2　決議事項

第一号議案　　取締役8名選任の件

第二号議案　　監査役4名選任の件

第三号議案　　退職慰労金支給の件

第四号議案　　定款一部変更の件

以上



報告事項

第21期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件

# 第２１期 事業年度
# 事　業　報　告

成田高速鉄道アクセス株式会社

# 事　業　報　告

（自　2022年4月1日
　至　2023年3月31日）

## 1．株式会社の現況に関する事項

### （1）事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化に伴う個人消費の減少、エネルギーや原材料の高騰による物価上昇等により、引き続き厳しい状況が続いておりますが、本年５月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが５類に変更されるなど、今後回復が期待されるところです。また、国際情勢においては、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化といった不透明な状況が続いているものの、新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての出入国規制の緩和が世界的に進展しており、我が国においても、インバウンドの本格的な回復が期待される局面を迎える状況となっております。

訪日外国人旅行者は、感染拡大防止対策のための入国制限措置の段階的な緩和もあり、2022年度の訪日外国人旅行者数は、約852万人（前年度比約824万人（2,941%）増、2019年度比約1,925万人（69%）減）と、前年度比では増加したものの新型コロナウイルス感染症の影響が少なかった2019年度と比較すると、依然として回復途上にあります。

当社の成田高速鉄道アクセス線に多大なる影響を与える成田国際空港における航空旅客数は、通期で約2,052万人（前年度比約1,404万人（217%）増、2019年度比約2,096万人（51%）減）という結果となりました。

また、京成電鉄株式会社によりますと、2022年度の鉄道輸送人員は約2億5,121万人（前年度比約2,589万人（11%）増、2019年度比約4,161万人（14%）減）、このうち、空港発着輸送人員は約1,395万人（前年度比約562万人（67%）増、2019年度比777万人（36%）減）という結果となりました。

こうした状況の中、第三種鉄道事業者である当社においては、京成電鉄株式会社との「成田高速鉄道アクセス線の使用に関する協定」及び成田空港高速鉄道株式会社との「賃貸借契約」に基づき、鉄道施設を貸付け、線路使用料を収受しております。また、「成田高速鉄道アクセス線の保守及び保守の管理に関する契約」により京成電鉄株式会社に委託している鉄道施設の保守管理について、定期的に「保守連絡会議」を開催するなど、施設の適切な保全に努めました。さらに、工事の安全対策について、鉄道施設に近接する北千葉道路の事業主体である国土交通省千葉国道事務所及び千葉県北千葉道路建設事務所等関係者との調整を行い、鉄道施設の保

全に努めました。

以上の結果、当事業年度における業績は、営業収益は前年度とほぼ同額の約1,901百万円、営業利益は前年度比約8百万円減の約299百万円、経常利益は前年度比約19百万円減の約291百万円、当期純利益は前年度比約47百万円減の約219百万円となりました。

（2）資金調達の状況

該当事項はありません。

【参考】主な借入先の状況（2023年3月31日現在）

| 借　入　先 | 借 入 残 高 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 4,200,000千円 |
| 株式会社千葉銀行 | 2,400,000千円 |

（3）直前三事業年度の財産及び損益の状況

| 区　分 | 第18期<br>(2019事業年度) | 第19期<br>(2020事業年度) | 第20期<br>(2021事業年度) | 第21期<br>(当事業年度) |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 1,901,225千円 | 1,901,194千円 | 1,901,146千円 | 1,901,357千円 |
| 経常利益 | 232,240千円 | 341,940千円 | 310,006千円 | 291,405千円 |
| 当期純利益 | 137,829千円 | 285,091千円 | 266,255千円 | 219,057千円 |
| 1株当たり当期純利益 | 362円56銭 | 749円92銭 | 700円38銭 | 576円23銭 |
| 総資産 | 25,398,490千円 | 24,865,633千円 | 24,450,987千円 | 23,687,462千円 |
| 純資産 | 15,690,540千円 | 15,975,631千円 | 16,241,887千円 | 16,460,945千円 |
| 1株当たり純資産額 | 41,273円52銭 | 42,023円44銭 | 42,723円82銭 | 43,300円05銭 |

（4）対処すべき課題

当社は、鉄道施設保有会社の責務として、施設の安全を確保するとともに安定的かつ効率的な事業運営を確実に行うことが重要課題であると認識しております。

そのためには、国土交通省、京成電鉄株式会社をはじめとする関係機関と緊密に連携を取りながら、鉄道施設を良好に維持管理し、安全性の向上に努めるとともに、安定的に線路使用料を確保し、長期借入金の返済及び安定経営に努めてまいります。

（5）主要な事業内容

当社は、都心からの空港アクセスの利便性を向上させるとともに千葉県北西部等の交通利便性の向上、成田市と千葉ニュータウンとの機能連携の強化に資するための成田高速鉄道アクセス線を整備し、鉄道事業者に貸し付けることを目的に設立された第３セクターであり、鉄道事業法に基づく第三種鉄道事業を行うものです。

（6）事業所

本社　千葉県船橋市本町２丁目 10 番 14 号

（7）使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 9名 | なし | 52 歳 0 か月 | 5 年 9 カ月 |

（注）非常勤は除いてあります。

（8）親会社の状況

当社の親会社は、成田国際空港株式会社であり、同社は当社の議決権 53.74％を保有しております。

（9）親会社との間の取引に関する事項

当社の銀行借入に対し、親会社の成田国際空港株式会社より債務保証を受けておりますが、保証料の支払いはないことから、当社の利益を害するおそれのある取引には該当いたしません。

2．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数

普通株式　410,140 株

（2）発行済株式の総数

普通株式　380,160 株

（3）当事業年度末の株主数

12 名

（4）株主

| 株　　主　　名 | 持　株　数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 成田国際空港株式会社 | 204,300株 | 53.74% |
| 千葉県 | 87,220株 | 22.94% |
| 成田市 | 42,640株 | 11.22% |
| 京成電鉄株式会社 | 24,000株 | 6.31% |
| 日本航空株式会社 | 6,000株 | 1.58% |
| ＡＮＡホールディングス株式会社 | 4,000株 | 1.05% |
| 印西市 | 3,680株 | 0.97% |
| 松戸市 | 2,400株 | 0.63% |
| 白井市 | 2,320株 | 0.61% |
| 鎌ケ谷市 | 1,620株 | 0.43% |
| 市川市 | 1,060株 | 0.28% |
| 船橋市 | 920株 | 0.24% |

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役

| 地　位 | 氏　名 | 担当及び他の法人等の代表状況等 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 又野　己知 | |
| 専務取締役 | 鵜沢　哲也 | |
| 取　締　役 | 五木田　勤 | 事業部長・総務担当 |
| 取　締　役 | 虹林　康二 | 施設保全部長 |
| 取　締　役 | 椎名　明彦 | 成田国際空港株式会社 代表取締役副社長 |
| 取　締　役 | 高橋　俊之 | 千葉県総合企画部長 |
| 取　締　役 | 関根　賢次 | 成田市副市長 |
| 取　締　役 | 田中　亜夫 | 京成電鉄株式会社取締役　常務執行役員（鉄道本部長） |
| 常勤監査役 | 吉田　和彦 | |
| 監　査　役 | 佐藤　育哉 | 成田国際空港株式会社 執行役員 経営企画部門関連事業部長 |
| 監　査　役 | 木下　敬 | 成田市企画政策部長 |
| 監　査　役 | 山田　耕司 | 京成電鉄株式会社 取締役　執行役員（グループ戦略担当） |

（注）1　取締役　高橋　俊之氏、同　関根　賢次氏及び同　田中　亜夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

（注）2　常勤監査役　吉田　和彦氏、監査役　木下　敬氏及び同　山田　耕司氏は、会社法

第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注) 3　第20回定時株主総会（書面決議）において、新たに高橋　俊之氏が取締役に選任され、就任しました。

(注) 4　2023年3月31日をもって、取締役　高橋　俊之氏及び監査役木下　敬氏が辞任しました。

（2）取締役、監査役毎の報酬等の総額

| 区　分 | 支給人数 | 報酬等の額 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 4人 | 51,600千円 | |
| 監査役 | 1人 | 6,999千円 | |
| 合　計 | 5人 | 58,599千円 | |

(注) 1　取締役の支給額には、使用人兼務取締役の取締役報酬を含んでおります。

(注) 2　支給額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

[redacted]

（2）当事業年度にかかる報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務にかかる報酬等の額

6,000千円

5．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」の取締役会決議内容（内部統制システムに関する基本方針）は、以下のとおりです。当社では、この決定に基づき体制を整備しています。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア　成田高速鉄道アクセス株式会社企業理念及び行動規範を常に念頭に置いて行動するとともに、業務遂行に際して法令及び定款等会社の規則に精通し、その遵守を徹底する。

イ　法令遵守を徹底するため、関連する研修会及び講演会等への常勤役員及び使用人の積極的な参加を促すなど、意識の向上を図る。

ウ　通報者保護に配慮した内部通報制度を常勤役員及び使用人等に周知する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び定款、その他社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書により適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア　企業として想定される各部門のリスクを把握し、全社で情報を共有するとともに、必要な対策を講じる。

イ　鉄道施設の保全に関するリスクを管理するため、運行事業者との定期的な保守連絡会議などを通して連携を強化し、鉄道施設の維持管理の向上に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア　取締役会で承認される年度事業計画に基づき、具体的な施策を担当取締役が実行する。

イ　全社的な目標として、業績目標を定め、その目標に沿って業務を執行することにより、効率的な業務の執行を実現する。

ウ　取締役会に付議する事項その他の重要事項について、常勤取締役及び常勤監査役で構成する常勤役員会で審議することにより、適正かつ効率的な業務の執行を実現する。

エ　月に２回程度、常勤役員及び使用人が出席する社内定例会を開催し、業務の進捗状況や問題点を整理することにより、全社的な情報の共有化を図り、効率的な業務の執行を実現する。

⑤ 当会社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア　親会社により定期的に開催されるグループ経営会議及びグループ会社連絡会に出席し、グループ会社間において情報の共有、意見の交換を行う。

イ　親会社の内部監査部門による定期的な監査による指導、支援及び助言を受ける。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア　監査役の職務を補助すべき使用人については、会社が指定する。

イ　当該指定された使用人が、監査役から監査業務に必要な事項の命令を受けたときは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア　監査役は、取締役会、常勤役員会、社内定例会、その他重要な会議に出席し、監査役としての意見を述べることができる。

イ　監査役は、業務の執行に関する重要な文書及び立案書については、随時閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求め、意見を述べることができる。

ウ　取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項、法令・定款に違反するおそれがあると認めた事項及び業務執行に関して著しく不当な事項について速やかに監査役に報告する。

エ　当会社は、監査役に前号の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその職務の執行により生ずる費用等の前払い又は償還等の請求があった場合は、当会社は、会社法第388条の定めに従い、これを支払う。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア　監査役は、取締役との会合を開催するとともに、会計監査人と意見交換を行うなど、連携を図る。

イ　親会社の開催するグループ監査会議に出席し、グループ会社の監査役との連携及び情報の共有を図る。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上に掲げた「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、体制整備とその適切な運用に努めていますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役８名で構成され、社外監査役３名を含む４名の監査役が出席し、取締役会規則に基づき上程された各議案について、活発な審議がなされ決議されているとともに、各業務執行取締役から執行報告が行われ、経営の監視及び監督を行っています。

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、その職務を補助すべき使用人と連携して監査業務を行っています。また、常勤役員会、コンプライアンス委員会、定例会等の社内重要会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて業務執行の状況について取締役及び使用人から直接聴取を行っています。コンプライアンス、リスクマネジメント及びその対策状況等についても常に監視しています。

また、常勤取締役、常勤監査役及び使用人は、成田高速鉄道アクセス株式会社企業理念及び行動規範を常に念頭に置いて行動し、法令及び定款等会社規則の遵守を徹底しています。さらに、コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し運用しているほか、コンプライアンス委員会や社内研修等を通じ、コンプライアンス意識の一層の向上を図っています。さらに、新型コロナウイルス感染防止対策に加え働き方改革の一環としてテレワークを制度化しているほか、情報共有や業務効率化のためグループウェア及び勤怠管理システムを導入しています。

これらのほか、常勤取締役、常勤監査役及び使用人は、親会社により定期的に開催されるＮＡＡグループ経営会議、同連絡会議、同監査会議等を通じ、親会社及びグループ会社間における連携や情報共有を図るとともに、親会社の内部監査部門及び会計監査人による定期的な監査、関係部署との意見交換等で受けた指導や助言等に適時適切に対応しており、業務の適正の確保に努めています。

# 第 21 期　事業年度
# 計　算　書　類

（自　2022 年 4 月 1 日
至　2023 年 3 月 31 日）

成田高速鉄道アクセス株式会社

# 貸借対照表

（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債・純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 流動資産 | 2,570,004 | 流動負債 | 1,297,140 |
| 現金・預金 | 2,050,162 | 1年以内返済長期借入金 | 700,000 |
| 関係会社短期貸付金 | 509,509 | 未払金 | 41,803 |
| その他の流動資産 | 10,331 | 未払費用 | 5,325 |
| | | 未払法人税等 | 70,692 |
| 固定資産 | 21,117,458 | 未払消費税等 | 28,439 |
| 鉄道事業固定資産 | 21,057,057 | 前受金 | 444,240 |
| 有形固定資産 | 14,053,467 | 預り金 | 1,050 |
| 土地 | 1,416,137 | 賞与引当金 | 5,588 |
| 建物 | 590,498 | 固定負債 | 5,929,377 |
| 構築物 | 11,942,451 | 長期借入金 | 5,900,000 |
| 機械装置 | 103,357 | 退職給付引当金 | 11,652 |
| 工具・器具・備品 | 1,022 | 役員退職慰労引当金 | 17,724 |
| 無形固定資産 | 7,003,590 | 負債合計 | 7,226,517 |
| 施設利用権 | 6,995,571 | （純資産の部） | |
| 地上権 | 5,312 | 株主資本 | 16,460,945 |
| ソフトウエア | 2,706 | 資本金 | 19,008,000 |
| 投資その他の資産 | 60,401 | 利益剰余金 | △ 2,547,054 |
| 長期前払費用 | 11,805 | その他利益剰余金 | △ 2,547,054 |
| 繰延税金資産 | 42,557 | 繰越利益剰余金 | △ 2,547,054 |
| 敷金 | 6,037 | 純資産合計 | 16,460,945 |
| 資産合計 | 23,687,462 | 負債・純資産合計 | 23,687,462 |

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 鉄道事業営業収益 | | |
| 鉄道線路使用料収入 | 1,900,000 | |
| 運輸雑収 | 1,357 | 1,901,357 |
| 鉄道事業営業費 | | |
| 一般管理費 | 239,522 | |
| 諸税 | 462,507 | |
| 減価償却費 | 900,148 | 1,602,178 |
| 鉄道事業営業利益 | | 299,179 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 29 | 29 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 7,703 | |
| 支払手数料 | 100 | 7,803 |
| 経常利益 | | 291,405 |
| 特別利益 | | |
| 工事負担金等受入額 | 138,098 | 138,098 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産圧縮損 | 138,098 | 138,098 |
| 税引前当期純利益 | | 291,405 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 47,250 |
| 法人税等調整額 | | 25,097 |
| 当期純利益 | | 219,057 |

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | |
|---|---|---|---|
| | 資本金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 19,008,000 | △ 2,766,112 | 16,241,887 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | 219,057 | 219,057 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | |
| 当期変動額合計 | ― | 219,057 | 219,057 |
| 当期末残高 | 19,008,000 | △ 2,547,054 | 16,460,945 |

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 固定資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

定額法によっております。ただし、有形固定資産のうち取替資産については取替法(定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建　物 | 3年～38年 |
| 構築物 | 5年～60年 |
| 機械装置 | 5年～15年 |

(イ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、施設利用権の償却年数は15～30年、自社利用のソフトウェアの償却年数は5年(社内における利用可能期間)であります。

2. 引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績がないため、当期末において貸倒引当金を計上しておりません。

(イ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(ウ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(エ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. 工事負担金等の処理

当社は、国及び地方公共団体等より鉄道建設事業費の一部として補助金・工事負担金を、また鉄道施設の新設等の工事を行うにあたり、京成電鉄株式会社から固定資産の交付を受けております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を適用しております。当社の主たる収益は線路使用料収入であり、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる鉄道線路設備の賃貸によるリース取引に該当するため、収益認識会計基準等の適用対象外であります。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報
収益認識会計基準等が適用される収益は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | 42,557千円 |

(繰延税金資産)
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

| | |
|---|---|
| 1. 有形固定資産減価償却累計額 | 7,811,752千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 509,509千円 |
| 3. 関係会社に対する短期金銭債務 | 9,979千円 |
| 4. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 | 64,154,022千円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

| | | |
|---|---|---|
| 営業取引 | 一般管理費 | 39,782千円 |
| 営業取引以外 | 受取利息 | 9千円 |

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 380，160株 |

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 15，845千円 |
| 賞与引当金 | 1，702千円 |
| 賞与引当金に係る社会保険料 | 268千円 |
| 退職給付引当金 | 3，549千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 5，399千円 |
| 繰越欠損金 | 24，741千円 |
| その他 | 0千円 |
| 繰延税金資産　小計 | 51，505千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △8，948千円 |
| 評価性引当額　小計 | △8，948千円 |
| 繰延税金資産　合計 | 42，557千円 |

## 【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については元本割れのない安全な預金、貸付金等に限定し、設備投資に必要な資金を銀行からの借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額（*1） | 時　価（*1） | 差　額 |
|---|---|---|---|
| 長期借入金（*2） | 6,600,000 | 6,570,337 | △ 29,662 |
| 負債計 | 6,600,000 | 6,570,337 | △ 29,662 |

（*1）現金及び預金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（*2）長期借入金に係る貸借対照表計上額及び時価については、1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
(該当なし)

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | ― | 6,570,337 | ― | 6,570,337 |
| 負債計 | ― | 6,570,337 | ― | 6,570,337 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
長期借入金
長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

| 属 性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科 目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | 成田国際空港株式会社 | 被所有 直接53.74% | 役員の兼任 | 資金の貸付(注1) | 505,251 | 関係会社短期貸付金 | 509,509 |
| | | | | 利息の受取(注1) | 9 | ― | ― |
| | | | | 債務被保証(注2) | 6,600,000 | ― | ― |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しております。また、貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(注2) 当社は、銀行借入に対し成田国際空港㈱より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注3) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額　43,300円05銭

1株当たり当期純利益　576円23銭

## 【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

２０２３年５月２６日

成田高速鉄道アクセス株式会社

取締役会　御中

[redacted]

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、成田高速鉄道アクセス株式会社の２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第２１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２２年４月１日から２０２３年３月３１日までの第２１期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## １．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針（計画）等に従い、取締役その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第１１８条第５号に定める取引の内容について検討いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## ２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社との取引については、当社の利益を害するおそれのある取引に該当しないものと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

[redacted]の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２３年６月１５日

成田高速鉄道アクセス株式会社　監査役会

常勤監査役　吉田　和彦[redacted]

監　査　役　佐藤　育[redacted]

監　査　役　山田　耕司[redacted]

（注）１．常勤監査役　吉田　和彦氏　及び　監査役　山田　耕司氏は、会社法第２条第１６号及び第３３５条第３項に定める社外監査役であります。

２．監査役　木下　敬氏は、２０２３年３月３１日付けで辞任されました。

決議事項

第一号議案　　取締役８名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏　名<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 1 | 【再任】<br>又野（またの）　己知（みとも）<br>（　1957年1月9日　） | 1980年（昭和55年）4月　運輸省（現国土交通省）入省<br>2009年（平成21年）7月　国土交通省航空局監理部長<br>2014年（平成26年）4月　国土交通省関東運輸局長<br>2015年（平成27年）7月　同省退職<br>2015年（平成27年）11月　㈱三井住友銀行顧問<br>2018年（平成30年）6月　当社取締役<br>2018年（平成30年）12月　㈱三井住友銀行退職<br>2019年（平成31年）2月　当社代表取締役社長（現任） |
| 2 | 【再任】<br>鵜沢（うざわ）　哲也（てつや）<br>（　1958年10月20日　） | 1984年（昭和59年）4月　運輸省（現国土交通省）入省<br>2003年（平成15年）7月　愛知県企画部　総合交通監<br>2007年（平成19年）7月　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構<br>清算事業本部　総務部長<br>2012年（平成24年）9月　国土交通省港湾局総務課　課長<br>2013年（平成25年）6月　人事院付（官民交流　㈱川崎重工）<br>2016年（平成28年）6月　国土交通省中国運輸局　局長<br>2017年（平成29年）7月　同省退職<br>2019年（令和元年）6月　当社専務取締役（現任） |
| 3 | 【新任】<br>福島（ふくしま）　英顕（ひであき）<br>（　1971年6月1日　） | 1996年（平成8年）4月　新東京国際空港公団（現成田国際空港㈱）入社<br>2012年（平成24年）7月　成田国際空港㈱共生・用地部門<br>地域共生部共生企画ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ<br>2013年（平成25年）7月　同社事業部門貨物事業部運用ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ<br>2014年（平成26年）7月　同社管理部門総務人事部総務ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ<br>2017年（平成29年）7月　同社共生・用地部門<br>地域共生部共生企画ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ<br>2019年（令和元年）7月　同社管理部門総務人事部主幹<br>（NAAｾｰﾌﾃｨｻﾎﾟｰﾄ㈱へ出向）（現任） |
| 4 | 【再任】<br>虹林（にじばやし）　康二（こうじ）<br>（　1959年1月1日　） | 1977年（昭和52年）4月　運輸省（現国土交通省）入省<br>2009年（平成21年）4月　同省関東運輸局鉄道部技術第一課長<br>2012年（平成24年）4月　成田国際空港㈱事業部門<br>施設事業部鉄道事業ｸﾞﾙｰﾌﾟﾏﾈｰｼﾞｬｰ<br>2015年（平成27年）4月　東北運輸局鉄道部長<br>2017年（平成29年）4月　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構<br>国際企画部担当課長<br>2018年（平成30年）4月　国土交通省鉄道局付　辞職<br>2018年（平成30年）5月　当社施設保全部担当部長<br>2018年（平成30年）6月　当社施設保全部長<br>2019年（令和元年）6月　当社取締役施設保全部長（現任） |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | 【新任】<br>長谷川（はせがわ）　芳幸（よしゆき）<br>（ 1959年5月16日 ） | 1982年（昭和57年）4月　新東京国際空港公団(現成田国際空港㈱)入社<br>2012年（平成24年）7月　成田国際空港㈱事業部門施設事業部長<br>2013年（平成25年）7月　同社事業部門ＣＳ推進部長<br>2015年（平成27年）6月　同社執行役員　管理部門総務人事部長<br>2017年（平成29年）6月　同社取締役　財務部門長<br>2019年（令和元年）6月　同社常務取締役　財務部門長<br>2023年（令和5年）6月　同社代表取締役副社長（現任） |
| 6 | 【新任】社外取締役<br>冨沢（とみざわ）　昇（のぼる）<br>（ 1965年3月18日 ） | 1989年（平成元年）4月　千葉県入庁<br>2017年（平成29年）4月　同県商工労働部観光誘致促進課長<br>2018年（平成30年）4月　同県総合企画部国際課長<br>2019年（平成31年）4月　同県総務部行政改革推進課長<br>2021年（令和3年）4月　同県報道担当部長<br>2022年（令和4年）4月　同県地域づくり担当部長　兼総務部理事<br>2023年（令和5年）4月　同県総合企画部長（現任） |
| 7 | 【再任】社外取締役<br>関根（せきね）　賢次（けんじ）<br>（ 1950年3月8日 ） | 1974年（昭和49年）4月　成田市入庁<br>2007年（平成19年）4月　同市教育総務部長<br>2008年（平成20年）6月　同市退職<br>2008年（平成20年）6月　同市教育委員会教育長<br>2009年（平成21年）7月　同市副市長（現任）<br>2010年（平成22年）6月　当社取締役（現任） |
| 8 | 【再任】社外取締役<br>田中（たなか）　亜夫（つぐお）<br>（ 1965年8月29日 ） | 1989年（平成元年）4月　京成電鉄㈱入社<br>2013年（平成25年）7月　同社鉄道本部車両部長<br>2015年（平成27年）6月　（兼）京成車両工業㈱　取締役社長<br>2018年（平成30年）6月　同社取締役　鉄道副本部長兼<br>鉄道本部計画管理部長兼鉄道本部車両部長<br>2018年（平成30年）7月　同社取締役　鉄道副本部長<br>兼鉄道本部車両部長<br>2019年（令和元年）7月　同社取締役　鉄道副本部長<br>兼鉄道本部安全推進部長<br>2021年（令和3年）6月　同社常務取締役鉄道本部長<br>2021年（令和3年）6月　当社取締役（現任）<br>2021年（令和3年）10月　同社取締役 常務執行役員 鉄道本部長<br>（現任） |

(注) 1　取締役候補者　冨沢　昇氏、同　関根　賢次氏及び同　田中　亜夫氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役の候補者であります。

(注) 2　取締役候補者　又野　己知氏、同　鵜沢　哲也氏及び同　虹林　康二氏は、国土交通省（旧 運輸省）の幹部を歴任し、鉄道事業における豊富な業務経験を有しており、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び経営の監督に十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

(注) 3　取締役候補者　福島　英顕氏は、成田国際空港株式会社の幹部を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして、当社の重要な業務執行の決定及び経営に十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役として選任をお願いするものです。

(注) 4　取締役候補者　長谷川　芳幸氏は、成田国際空港株式会社の幹部を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、当社の重要な業務執行の決定及び経営を監督していただくことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただけると考えたため、取締役として選任をお願いするものです。

(注) 5　取締役候補者　冨沢　昇氏は、千葉県の幹部職員であり、長年にわたり地方行政の執行に携わられており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、当社の重要な業務執行の決定及び経営を監督していただくことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただけると考えたため、社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) 6　取締役候補者　関根　賢次氏は、成田市の幹部職員であり、長年にわたり市政運営に携わられており、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、当社の重要な業務執行の決定及び経営を監督していただくことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただけると考えたため、社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) 7　取締役候補者　田中　亜夫氏は、京成電鉄株式会社の幹部を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして、当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、当社の重要な業務執行の決定及び経営を監督していただくことにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただけると考えたため、社外取締役として選任をお願いするものです。

(注) 8　長谷川　芳幸氏、冨沢　昇氏、関根　賢次氏及び田中　亜夫氏が取締役に選任された場合、「第四号議案　定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同諸氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定です。

決議事項

第二号議案　　監査役４名選任の件

監査役 4 名のうち、木下　敬氏は、本年 3 月 31 日をもって辞任され、常勤監査役吉田　和彦氏、監査役　佐藤　育哉氏　及び　同　山田　耕司氏の３名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役全員の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者　永島　克彦氏、同　佐藤　育哉氏、及び　同　山田　耕司氏は、2027 年 6 月末開催の定時株主総会終結の時までが任期となります。

監査役候補者　鬼澤　正春氏は、木下　敬氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、木下　敬氏の任期が満了する 2024 年 6 月末開催の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏　名<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 1 | 【新任】社外監査役<br><br>ながしま　かつひこ<br>永島　克彦<br><br>（　1960年8月17日　） | 1983年（昭和58年）4月　千葉県入庁<br>2011年（平成23年）4月　同県企業庁管理・工業用水部財務課長<br>2013年（平成25年）4月　同県総務部学事課長<br>2014年（平成26年）4月　同県水道局管理部総務企画課長<br>2016年（平成28年）4月　同県県土整備部県土整備政策課長<br>2017年（平成29年）4月　同県防災危機管理部次長<br>2018年（平成30年）4月　同県総合企画部次長<br>2019年（平成31年）4月　同県県土整備部理事（千葉県土地開発公社派遣）<br>2021年（令和3年）3月　同県退職<br>2021年（令和3年）6月　千葉商工会議所専務理事、<br>(一社)千葉県商工会議所連合会専務理事(現任) |
| 2 | 【再任】<br><br>さとう　いくや<br>佐藤　育哉<br><br>（　1964年6月1日　） | 1987年（昭和62年）4月　新東京国際空港公団（現成田国際空港㈱）入社<br>2006年（平成18年）7月　同社総合企画本部経営計画部<br>経営企画グループマネージャー<br>2011年（平成23年）7月　同社上場準備室次長<br>2015年（平成27年）7月　同社経営企画部門経営企画部東京戦略企画室長<br>2016年（平成28年）7月　同社財務部門財務部ＩＲ室長<br>2019年（令和元年）6月　芝山鉄道㈱監査役(現任)<br>2019年（令和元年）7月　成田国際空港㈱<br>経営企画部門関連事業部長<br>2020年（令和2年）6月　当社監査役（現任）<br>2022年（令和4年）6月　成田国際空港㈱執行役員<br>経営企画部門関連事業部長(現任) |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 【新任】社外監査役<br>鬼澤（きざわ）　正春（まさはる）<br>（ 1963年12月20日 ） | 1988年（昭和63年）4月　成田市入庁<br>2015年（平成27年）4月　同市教育総務部教育総務課長<br>2017年（平成29年）4月　同市教育部教育総務課長<br>2018年（平成30年）4月　同市経済部商工課長<br>2019年（平成31年）4月　同市消防本部次長<br>2020年（令和2年）4月　同市消防長<br>2022年（令和4年）4月　同市経済部長<br>2023年（令和5年）4月　成田市企画政策部長（現任） |
| 4 | 【再任】社外監査役<br>山田（やまだ）　耕司（こうじ）<br>（ 1968年1月27日 ） | 1991年（平成3年）4月　京成電鉄㈱入社<br>2015年（平成27年）7月　同社人事部付部長<br>2018年（平成30年）6月　同社取締役<br>2019年（平成31年）3月　京成タクシーホールディングス㈱取締役社長（現任）<br>2021年（令和3年）6月　京成電鉄㈱取締役グループ戦略担当<br>2021年（令和3年）6月　当社監査役（現任）<br>2021年（令和3年）10月　京成電鉄㈱取締役 執行役員グループ戦略担当（現任） |

(注) 1　監査役候補者全員は、当社との間に特別な利害関係はありません。

(注) 2　監査役候補者 永島　克彦氏、鬼澤　正春氏及び山田　耕司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

(注) 3　監査役候補者 永島　克彦氏は、千葉県の幹部を歴任し、長年にわたり地方行政の執行に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、それらを経営全般の監視と一層の適正な監査の実現のために活かしていただけると考えたため、社外監査役として選任をお願いするものです。

(注) 4　監査役候補者 佐藤　育哉氏は、成田国際空港株式会社の幹部を歴任し、経営企画部門に精通し豊富な経験と幅広い見識を有していることから、それらを経営全般の監視と一層の適正な監査の実現のために活かしていただけると考えたため、監査役として選任をお願いするものです。

(注) 5　監査役候補者 鬼澤　正春氏は、成田市の幹部職員であり、長年にわたり地方行政の執行に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、それらを経営全般の監視と一層の適正な監査の実現のために活かしていただけると考えたため、社外監査役として選任をお願いするものです。

(注) 6　監査役候補者　山田　耕司氏は、京成電鉄株式会社の幹部を歴任し、長年の経験と幅広い見識を有していることから、それらを経営全般の監視と一層の適正な監査の実現のために活かしていただけると考えたため、社外監査役として選任をお願いするものです。

(注) 7　永島　克彦氏、佐藤　育哉氏、鬼澤　正春氏及び山田　耕司氏が監査役に選任された場合、「第四号議案　定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同諸氏との

間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定です。

決議事項

第三号議案　　退職慰労金支給の件

常勤監査役 吉田　和彦氏が本総会終結の時をもって退任することから、当社「常勤役員退職慰労金支給規程」の規定に基づき、退職慰労金を支給することとし、支給額については監査役の協議に一任することについてご承認いただきたく、お諮りいたします。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| 吉　田　　和　彦 | 2021年　(令和3年)　6月　当社常勤監査役就任<br>現在に至る |

参考資料

# 常勤役員退職慰労金支給規程〈抄〉

制定　平成16年4月28日
改正　平成29年8月29日

（総則）

第１条　成田高速鉄道アクセス株式会社（以下「会社」という。）の常勤取締役及び常勤監査役（他の企業等からの出向者を除く。以下「役員」という。）の退職慰労金については、この規程の定めるところにより算定する。

（退職慰労金の支給）

第２条　退職慰労金は、役員が退職又は死亡したときに支給する。但し、本人から辞退する旨の申し出があったときはこの限りでない。

２　退職慰労金は、法令その他に基づき控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給する。

（受給権者）

第３条　退職慰労金は、次の各号に定める者に支給する。

一　役員が退職したときには本人

二　役員が死亡したときには、その遺族

２　前項第２号の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定を準用する。

（在職期間の算定）

第４条　役員の在職期間は、就任の日から起算して暦に従い月をもって算定する。なお、１月に満たない端数を生じたときは、10日未満は切り捨て、10日以上は１月に切り上げる。

２　他の企業等から出向を命じられた期間は、退職慰労金支給算定の期間に含まないものとする。

（退職慰労金の額）

第５条　退職慰労金の額は在職期間１月につき、退職した日における当該役員の報酬額の12分の１の額に10分の１を乗じて得た額とする。

（退職慰労金の増額及び減額）

第６条　役員の在職期間中の功績、退任事由等を評価、勘案して前条の規定により算出した額に、当該役員の報酬額に12分の１から12分の３を乗じて得た額の範囲内の額を加算して支給することができる。

2　会社の業績不振及びその他相当の事由により、前条の規定により算出した額から相当額を減じて支給することができる。

決議事項

第四号議案　　定款一部変更の件

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を新設するものです。

なお、定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （新設） | （取締役の責任免除）<br>第30条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| （監査役の員数）<br>第30条　（略） | （監査役の員数）<br>第31条　（略） |
| （監査役の選任） | （監査役の選任） |

| | |
|---|---|
| 第31条　(略) | 第32条　(略) |
| (監査役の任期)<br>第32条　(略) | (監査役の任期)<br>第33条　(略) |
| (常勤監査役)<br>第33条　(略) | (常勤監査役)<br>第34条　(略) |
| (招集の通知)<br>第34条　(略) | (招集の通知)<br>第35条　(略) |
| (決議の方法)<br>第35条　(略) | (決議の方法)<br>第36条　(略) |
| (議事録)<br>第36条　(略) | (議事録)<br>第37条　(略) |
| (報酬等)<br>第37条　(略) | (報酬等)<br>第38条　(略) |
| (監査役会規則)<br>第38条　(略) | (監査役会規則)<br>第39条　(略) |
| (新設) | (監査役の責任免除)<br>第40条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>2　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| (会計監査人の選任)<br>第39条　(略) | (会計監査人の選任)<br>第41条　(略) |

| | |
|---|---|
| （会計監査人の任期）<br>第40条　（略） | （会計監査人の任期）<br>第42条　（略） |
| （報酬等）<br>第41条　（略） | （報酬等）<br>第43条　（略） |
| （事業年度）<br>第42条　（略） | （事業年度）<br>第44条　（略） |
| （剰余金の配当）<br>第43条　（略） | （剰余金の配当）<br>第45条　（略） |
| （配当金の支払期間）<br>第44条　（略） | （配当金の支払期間）<br>第46条　（略） |
| （定款に定めのない事項）<br>第45条　（略） | （定款に定めのない事項）<br>第47条　（略） |
| （設立に際して発行する株式の総数）<br>第46条　（略） | （設立に際して発行する株式の総数）<br>第48条　（略） |
| （最初の営業年度）<br>第47条　（略） | （最初の営業年度）<br>第49条　（略） |
| （最初の取締役及び監査役の任期）<br>第48条　（略） | （最初の取締役及び監査役の任期）<br>第50条　（略） |
| （最初の取締役及び監査役）<br>第49条　（略） | （最初の取締役及び監査役）<br>第51条　（略） |
| （発起人の氏名、住所及び引受株式数）<br>第50条　（略） | （発起人の氏名、住所及び引受株式数）<br>第52条　（略） |